

令和2年3月31日

横浜市委託業務監督事務取扱規程及び
横浜市設計・測量等委託業務監督事務取扱規程の一部改正について

横浜市委託業務監督事務取扱規程及び横浜市設計・測量等委託業務監督事務取扱規程の一部改正をしたのでお知らせします。

- 1 横浜市委託業務監督事務取扱規程改正の概要
地方公務員法及び地方自治法の一部改正により監督員を担当するものは横浜市常勤職員のみとなるように改正します。(第4条8項の削除)
- 2 横浜市設計・測量等委託業務監督事務取扱規程改正の概要
地方公務員法及び地方自治法の一部改正により監督員を担当するものは横浜市常勤職員のみとなるように改正します。(第3条8項の削除)
- 3 適用開始日
令和2年4月1日以降に行う契約について適用します。
- 4 その他
改正後の規程については「ヨコハマ・入札のとびら」の「入札・契約関係規程」からご覧ください。

【横浜市 > ヨコハマ・入札のとびら > 入札・契約関係規程 (財政局所管)】

<http://keiyaku.city.yokohama.lg.jp/epco/keiyaku/kitei/kitei.html>

担当：財政局契約第二課 電話：671-2186